

令和元年 第4回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和元年8月29日(木)
午後4時～4時23分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
教 育 長 新 子 寿 一
教 育 長 職 務 代 理 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
委 員 西 村 弥生子
4. 出席した職員
教 育 部 長 福 島 潔
教 育 監 岡 本 泰 典
教 育 総 務 課 長 寺 川 款
学 務 課 課 長 安 田 典 子
健 康 福 祉 部 長 石 橋 敬 三
こ ども 育 成 課 長 石 橋 智 成
こ ども 政 策 課 北 西 浩 二
事 務 局 教 育 総 務 課 栗 田 聖 子
5. 議事案件
議案第33号 「柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱」について
6. 報告事項
7. 会議録の承認及び会議の要旨
新子教育長： 皆さんこんにちは。令和元年第4回定例教育委員会会議を開催いたします。
本日の会議録署名委員は、近藤委員でございます。よろしくお願いたします。次に事前に会議録を送付させていただいております。今回は、2日間にわたった教科書採択についてでございます。何かご意見等ございましたら、お願いしたいんですが、ご指摘いただいたところは、直させていただきますが、皆さんよろしいでしょうか。
委員： はい。
新子教育長： それでは、議事案件に入ります。本日の案件は、1件でございます。それで

は、議案第33号について、事務局安田学務課長より、ご説明お願いいたします。

安田課長： 議案第33号 柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱についてご説明いたします。柏原市立学校園における「柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱」は平成12年12月に定めました「セクシュアルハラスメント防止に関する要綱」というのが、ひとつございます。また、平成22年8月に定めております「パワーハラスメント防止に関する要綱」というのもございました。時代の流れとともに、人権感覚も変化してまいりまして、ハラスメントに対する認識が変わってきております。その中で、大阪府教育庁では平成29年6月に「職場におけるハラスメント防止及び対応に関する指針」を改訂いたしました。改定内容の大きなところは、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の項目を追加したということです。昨年度、大阪府の教職員人事担当と情報交換をするなかで、柏原市でもハラスメントの防止に関する要綱を改めることといたしました。主な改訂点は、大阪府と同様、これまでのセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに加え、マタニティハラスメントの項目を加えたことです。この数年で「マタニティハラスメント」という言葉が、世間に浸透してきたということから、要綱の言葉として使っても差し支えないであろうという府教育庁のアドバイスを受けながら、従来の要綱に加える形で策定いたしました。今までのものに加えまして、新しく追加した「マタニティハラスメント」の部分だけ、読み上げいたします。1ページの第2条第3号です。マタニティハラスメントの定義は、職場において行われる管理職・同僚教職員からの妊娠・出産したこと、または育児休業制度等の利用に関する言動により、妊娠・出産した当該女性教職員や育児休業制度等を申出・取得した当該教職員の就業環境が害されることをいい、妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものと定義されております。具体的にはどういう内容になるかということにつきましては、2ページの第3号をご覧ください。アからクまで事前に資料をお渡しさせていただいておりますので、読み上げは割愛させていただきますけれども、このようなものが、具体的にはマタニティハラスメントにあたりますとお示しさせていただいております。それ以外のところは、従来と同様となっております。また、従来のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの要綱については、今回の要綱にひとつにまとめることといたしましたので、6ページをご覧ください。この要綱が施行されることになりましたら、従来のセクハラ、パワハラ等の要綱については廃止するというふうに考えております。なお、今日見ていただいている要綱を作って決裁を回していたのが4月のことだったのですが、その後、他の要綱等と並列して見ていただいた時に、少し形式等を整えた方がいいかと気がついたりいたしました。教育委員様にいただいたご意見もあわせて修正したものを策定といたしたいと考えております。ご審議よろしくをお願いいたします。

新子教育長： 今、説明を受けましたが、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

近藤委員： 2ページ第2号パワー・ハラスメントのエの部分なんですけど、著しく粗野、乱暴や言動や執拗な言動により、となってますが、この「乱暴や」は「乱暴な」かなと思います。

安田課長： 「乱暴な」ですね。ありがとうございます。

山崎委員： これとは、ちょっと関係ないんだけど、この、今ご説明をいただいた6ページの後に、対応マニュアルがあって、そして、その次のページに1番、解決にあたっての基本的な心

構えとか、2番、事実確認を行う場合の留意点等々、ずっと続いていくわけなんですけど、要綱と対応マニュアルとか、あるいは、その後の基本的な心構えとか、どういう関係になっているのか教えてください。

安田課長： 申し訳ありません。お出しした時は、別々にしていたつもりだったんですけど、6ページ、ここで一旦終わりです。これで要綱です。対応マニュアルにつきましては、学校で、マニュアルを作る時に、これを参考に作成してくださいというもので、参考資料と考えていただきたらと思います。それから、ずっと後の方について、各種ハラスメント事例集というのがあるのですが、これが、具体的な事例ということで、校長先生が注意をしていただく時なんかに使っていただける手持ち資料として、使っていただければと、この3種類です。

山崎委員： ちょっと待ってください。この要綱は、作って学校にお示しをするわけですね。学校においては、この要綱を示しておいて、対応マニュアルは、それぞれの学校でこれをひな型にして作りなさいというわけですか。

安田課長： そうです。

山崎委員： 要綱にはそれは書いていないんですね。

安田課長： 要綱に作成しなさいとは。書かないといけないんですね。

山崎委員： どちらでもいいのかわからないけど。つながりがわからないので、私は、要綱を読んだ時に、後ろに出てくる対応マニュアルとか、その次のやつとかが、出てくるのかなと思って読んだんだけど、出てこないの。どういう並びになっているのかなと不思議だったわけです。

安田課長： すみません、基本、これをもとに、作っていただくということをイメージしている、これは、入れた方がいいですね。

山崎委員： 可能であれば、要綱の中に、各学校において、教育委員会が示した対応マニュアルに基づいて、それぞれの学校に合わせた対応マニュアルを作成することということが、入れば、よりわかりやすくなりますね。

安田課長： わかりました。ありがとうございます。

新子教育長： この対応マニュアルは、以前から作成していなかったかな。

安田課長： してます。今までも、入っていなかったということです。

新子教育長： 再度、確認して作りなさいということやね。後の資料は、後付けの資料になるということですね。

安田課長： はい。

田中委員： 要綱に入れるんですか。それとも、通知文の方に入れるのか。

山崎委員： そうですね、どちらでもいいですね。

安田課長： ここに入っていないということは、今までそれで対応していたということです。

新子教育長： 今までは、そうですね。作成してくださいという校園長会での説明も含めて。

安田課長： そうしましたら、要綱に入れなくても問題はないと。

山崎委員： 要するに、つながりがわかればいいです。

新子教育長： 6ページのところで要綱は終わって、後のところは資料ということで。また、校園長会等でご説明をしていただいて、お示し願えたらというふうに思います。他、よろしいで

しょうか。

西村委員： 構造の問題をお伺いしたいんですけど、まず、相談があったら、窓口が設置されて、第10条にあるハラスメント防止委員会というのは、どの時点で設定されるのでしょうか。

安田課長： 相談窓口というのが、各学校にあって、そこに、相談があったら、その時点で開きます。

寺川課長： 第8条の第5項のところに、窓口で問題解決が困難であるときは、ハラスメント防止委員会を開設するとあります。窓口の対応が前提となっており、第2段階として委員会が設置されます。

西村委員： それは、この対応マニュアルの中でいうと、一番右端の各種ハラスメント対策委員会の中に含まれていると。これが、防止委員会と同じ、防止委員会とは書いていないんですけど。

新子教育長： それぞれの学校に管理職含めて、だいたい、5、6人くらいの委員がいて、相談をかけていただいて、大きくなった場合は、委員会をもって対応するというわけでありまして。よろしいでしょうか。そうしましたら、議案第33号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： はい。

新子教育長： 議案第33号柏原市立学校園における各種ハラスメントの防止に関する要綱については、原案通り、承認することといたします。本日の案件は、以上です。そうしましたら、9月の行事予定ご確認をお願いします。令和元年5回の定例教育委員会会議は、9月25日午後3時からということで、決まっております。10月の予定を確認させていただきます。11日が滋賀県野洲市で、研修会がございます。それでは以上で、教育委員会会議を終わらせていただきます。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

柏原市教育委員